制度

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）を支給

問い合わせ 子育て施策推進係 53-3333

国では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、『子育て世帯生活支援特別給付金』を支給します。

●対象児童／平成16年4月2日から令和5年2月28日までに生まれた児童（0歳から18歳未満）

※特別児童扶養手当の対象である障がい児は、平成14年4月2日生まれ以降の児童（20歳未満）

●対象者／次のいずれかに該当し、かつ『養育要件』のいずれかに該当する人

▽令和4年度分の住民税（均等割）が非課税の人

▽令和4年1月1日以降の収入が急変し、令和4年度分の住民税（均等割）が非課税相当にあると認められる人（申請必要）

●養育要件・申請の有無

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者＝申請不要。7月末以降に支給します

②令和4年5月から令和5年3月までの新規児童手当または新規特別児童扶養手当の受給資格もしくは額の改定の認定を受けた人＝申請不要。順次支給します

③右記の①と②に該当しない人で、令和4年3月31日時点で平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童を養育する人＝申請必要。支給決定後、順次支給します

※公務員は申請が必要です

●支給額／対象児童1人当たり5万円

●申請期間／7月6日㈬から令和5年2月28日㈫まで

●申請先／子育て施策推進係

福祉

新しい『障がい者（児）福祉のしおり』完成

問い合わせ 障がい福祉係 53-3333

町では毎年、障がいのある人や、その家族に、障害福祉サービスや制度の内容をお知らせするしおりを作成しています。

窓口に設置しているほか、町のホームページでも見ることができますので活用してください。

●設置場所／保健福祉総合センター、役場1階ホール、厚岸情報館、湖南地区出張所

暮らし

紙ごみをきちんと分別しましょう

問い合わせ 廃棄物対策係

燃やせるごみの中に、リサイクルできる紙ごみを入れていませんか。

紙ごみを燃やせるごみとして出してしまうと、焼却されてただの灰になってしまいますが、正しく分別することで新しい紙などにリサイクルすることができます。

また、燃やせるごみの量が減ることで、ごみ処理にかかる経費を削減することができますので、ご協力をお願いします。

5月はレッドカードを2枚、イエローカードを1枚使用しました。分別表をよく見て、正しい分別でごみを出しましょう。

●紙ごみの種類と出し方

種類	出し方	主なリサイクル品
新聞紙・チラシ	大きさをそろえて十字にしばるか、袋に入れる	新聞用紙、コピー用紙
雑誌・書籍		菓子箱、書籍
雑紙	袋に入れる	段ボール、板紙
紙パック	大きさをそろえて十字にしばるか、袋に入れる	トイレットペーパー
段ボール		段ボール

※『雑紙』とは、名刺サイズ以上の紙マークのついている紙類（ティッシュやお菓子などの空き箱、紙袋、包装紙など）で、汚れのついていないものです

スズメバチにご注意を

問い合わせ 環境衛生係

▽ハチに刺されないために

ハチは、黒い色に攻撃性を持つので、野外に出かける際は、黒っぽい衣服や帽子を身に付けない。整髪料・香水を付けない

▽ハチの巣を見かけたら

決して刺激せず、静かにその場を離れる

▽ハチに遭遇したら

後ろにゆっくり下がりながら逃げる。手で払わない

▽スズメバチに刺されたら

患部を水洗いし、水や氷などで冷やし、至急病院へ行く

建物の通気口や壁の隙間などからスズメバチが出入りしているのを発見したときは、巣がある可能性があります。無理に自分で対処しようとせず、環境林務課環境衛生係までご連絡ください。

なお、町では職員が容易に駆除できる範囲に限り、スズメバチの巣の駆除を行っています。